

福井県農業振興地域整備基本方針

令和3年7月
福 井 県

平成13年9月5日付け13農振第1189号 農林水産大臣同意
平成22年12月10日付け農振第1653号 農林水産大臣同意
平成28年4月8日付け27農振第2456号 農林水産大臣同意
令和3年5月19日付け3農振第260号 農林水産大臣同意

目 次

1	確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項	1
	(1) 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方	1
	(2) 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保のための施策の推進	1
	(3) 農業上の土地利用の基本的方向	3
2	農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置および規模に関する事項	5
3	農業生産の基盤の整備および開発に関する事項	8
	(1) 農業生産基盤の整備および開発の方向	8
	(2) 農業地帯別の構想	8
	(3) 広域整備の構想	9
4	農用地等の保全に関する事項	10
	(1) 農用地等の保全の方向	10
	(2) 農用地等の保全のための事業	10
	(3) 農用地等の保全のための活動	10
5	農業経営の規模の拡大および農用地等または農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項	12
	(1) 農業経営の規模の拡大および農用地等または農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向	12
	(2) 農業地帯別の構想	12
6	農業の近代化のための施設の整備に関する事項	16
	(1) 農業地帯別の構想	16
	(2) 広域整備の構想	19
7	農業を担うべき者の育成および確保のための施設の整備に関する事項	20
	(1) 農業を担うべき者の育成および確保のための施設の整備の方向	20
	(2) 研修施設の整備・充実	20
	(3) 農業を担うべき者の育成および確保のための活動	20
8	5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項	22
	(1) 農業就業者の安定的な就業の促進の目標	22
	(2) 農村地域における就業機会の確保のための構想	22
9	農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項	23
	(1) 生活環境施設の整備の必要性	23
	(2) 生活環境施設の整備の構想	23

福井県農業振興地域整備基本方針

1 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保に関する事項

(1) 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保の基本的考え方

農地については、食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）第4条および第23条において、国内の農業生産に必要な農地の確保およびその有効利用を図ることとされている。また、国が令和2年3月に策定した新たな「食料・農業・農村基本計画」では、令和12年における生産努力目標とともに、農地面積の見通し、これらの生産努力目標を前提とした場合に必要となる延べ作付面積、耕地利用率が示された。

農地は農業生産にとって最も基礎的な資源であることから、集団的に存在する農地や農業生産基盤整備事業の対象地等の優良な農地については、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号。以下「農振法」という。）に基づき、農用地区域として設定するとともに、当該農地を良好な状態で維持・保全し、かつ、その有効利用を図ることが重要である。

また、農地の確保と有効利用は、国土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能の適切な発揮を図る上でも必要である。

この農業振興地域整備基本方針（以下「基本方針」という。）は、農用地等の確保等に関する本県の基本的な方針を示すとともに、国の農用地等の確保等に関する基本指針（以下「基本指針」という。）の内容が基本方針を通じて市町の農業振興地域整備計画に的確に反映されるよう策定するものであるが、令和2年12月に基本指針が見直されたことに伴い、農振法第5条第1項の規定により、これまでの基本方針を変更するものである。

したがって、県および市町は、基本指針およびこの基本方針に基づき、意欲ある多様な農業者による農業経営の推進、および食料の安定的な供給に向けて必要な農用地等の確保を図るため、農業振興地域制度を主体的かつ効率的に運用する必要がある。

特に、農業振興施策を計画的かつ集中的に実施する一方、転用を原則として認めない区域である農用地区域については、今後とも、農用地等をできる限り保全・確保することを旨として、編入要件を満たす農地の積極的な編入や除外の抑制等の取組を通じ、農用地区域に係る制度の適切な運用を図る必要がある。

令和元年末現在の本県の農用地区域内の農地面積は、38,157haあるが、これまでの農地の転用および荒廃農地の発生などのすう勢が今後とも継続した場合、令和12年時点の農地面積は37,454haに減少するものと予想される。

今後、農業振興地域制度および農地転用許可制度の適切な運用と、次に掲げる農用地等の確保のための施策の推進により、令和12年時点の確保すべき農用地区域内の農地面積については37,674haを目標として設定することとし、優良な農地の確保と有効利用に向け、これらの制度の適切な運用と施策の積極的な推進を図るものとする。

(2) 確保すべき農用地等の面積の目標その他の農用地等の確保のための施策の推進

(1)で掲げた令和12年の目標である農用地等の面積を確保するため、①編入要件を満たす農地の農用地区域への編入の促進、②荒廃農地の発生防止および解消、③農用地区域からの除外および転用の抑制などを図る。

具体的に次の施策を推進する。

ア 編入要件を満たす農地の農用地区域への編入の促進

農用地区域以外（農振白地地域）の農地について、20ha以上の集団的農地および10ha以上20ha未満の集団的農地のうち基盤整備が実施されている農地の積極的な編入を促進する。

イ 農業生産基盤の整備と農用地区域への編入

農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化を推進するとともに、自動走行農機、ICT水管理等の営農の省力化等に資する技術の活用を可能にする農業生産基盤の整備を展開するほか、農業用排水施設を長寿命化し、ライフサイクルコストを低減する戦略的な保全管理を推進する等、農業生産基盤の整備・保全管理を通じ、良好な営農条件を備えた農地の確保を推進する。

その際、現状が農用地区域外の土地であっても当該土地を含めて整備を行うことが適当と認められるものについては、当該土地を積極的に農用地区域に編入するものとする。

ウ 荒廃農地の発生防止および解消

- (ア) 大規模個別経営体、農業法人、生産組織等多様な担い手を育成するとともに、農地中間管理事業を活用し、これら担い手に対する農地の利用集積および農作業受委託を推進することにより、経営基盤の充実・強化を図り、荒廃農地の発生防止・解消、農地の有効利用を図る。
- (イ) 人・農地プランの実質化を推進するとともに、農業者や地域ぐるみの農地保全に関する共同活動への支援を行う多面的機能支払制度や、特に、中山間地域においては中山間地域等直接支払制度を活用することにより、荒廃農地の発生を防止する。
- (ウ) 本県独自の施策である地域営農サポートによる営農継続支援や、ふくい園芸カレッジや人材育成拠点を修了した新規就農者による営農継続、市町農業公社による地区内の農家や既存組織等の生産活動への支援により荒廃農地の発生を防止するとともに、体験農園等の設置による農地への復元と利活用の促進等を図る。
- (エ) 農地法（昭和27年法律第229号）に基づき、市町農業委員会が利用状況調査により遊休地化された農地を把握した場合は、当該農業委員会が農地所有者に対する利用意向調査を実施し、耕作再開（保全管理）や農地中間管理機構を通じた利用権設定等を促進する。
- (オ) 野生鳥獣による農作物被害は、農家の生産意欲の減退を招くなど、農地保全に大きな影響を及ぼすことから、金網柵、電気柵等による侵入防止柵の設置や、農地周辺の山際における大規模緩衝帯の整備、市町が編成した捕獲隊による有害鳥獣の捕獲と、県が事業主体となり奥山等に生息するニホンジカとイノシシの集中捕獲を行う指定管理鳥獣捕獲等事業の実施、人口減少や高齢化により近隣の集落同士が連携して鳥獣害対策を実施していく取組を推進するなど、被害防除、個体数管理、体制強化を総合的に実施する。

エ 農用地区域からの除外および転用の抑制

- (ア) 農地転用を伴う農用地区域からの農地の除外については、県が平成24年3月に定めた「市町農業振興地域整備計画の策定および変更に係る福井県の同意基準」に基づき、農用地区域内農地の確保を目的とした適切かつ厳格な運用を図るとともに、市町の振興に関する計画や都市計画等他の土地利用計画との調整を図り、計画的な土地利用の確保に努める。
この場合、農業振興地域整備計画の管理については、計画的に行うことが重要であり、その変更は、原則として、農振法第12条の2に基づきおおむね5年ごとに実施する基礎調査等に基づき行うものとする。また、農用地等の面積や土地利用に関する現況の適切な把握を図るため、農業振興地域整備計画に係る平面図の作成にデジタル地図を用いる等デジタル化の積極的な推進等に努める。
- (イ) 県および市町が農用地区域内にある土地を公用公共用施設の用に供するため、農用地利用計画の変更が必要となる場合は、農振法第16条に規定する農用地利用計画の尊重と農用地区域内における土地の農業上の利用の確保という地方公共団体の責務にかんがみ、農振法第13条第2項に規定する農用地区域の変更の要件を満たすものとする。

オ 交換分合制度の活用

市町が農用地利用計画の変更を行うに当たっては、当該変更に係る土地の所有者その他土地の権利者等の意向を踏まえながら、農振法第13条の2に規定する交換分合制度を積極的に活用し、農用地区域内の農業上の利用を確保するものとする。

カ 推進体制の確立

基本方針および農業振興地域整備計画の変更に当たっては、地域の振興に関する計画との調和等制度の円滑かつ適正な運用を図ることが必要であることから、関係部局間の連絡調整を密にするものとする。併せて、県においては「農業委員会ネットワーク機構」から必要に応じて幅広く意見を求めていくものとし、また、市町においても、関係農業団体、商工会議所、商工会その他市町の関係団体および集落代表者から必要に応じて幅広く意見を求めていくことが望ましい。

キ その他福井県の農業の特性を踏まえた施策の推進

今後の本県農業の持続的発展を図るため、県が平成31年3月に策定した「新ふくいの農業基本計画」において、大規模な農業法人や専業農家から小規模農業者まで、すべての農家が活躍できる『農業新時代』を築くことを基本理念とし、「農家全体の所得を最大化」、「みんなが生きがいを持てる農業」、「ふるさと福井の農村文化を昂揚」となる姿を目指し、10のプロジェクトにより、生産・販売の拡大、農村の魅力創出と交流促進、若い人材の確保と育成、福井の食育と地産地消を図り本県農業の振興を図っていく。

(3) 農業上の土地利用の基本的方向

本県は、本州日本海側のほぼ中央に位置し、北東は石川県に接し、南東は岐阜県、南西は滋賀県・京都府に連なり、北西は日本海に面しており、地勢上、山中峠、木ノ芽峠、栃ノ木峠を結ぶ線によって嶺北農業地帯と嶺南農業地帯の2地帯に分けられる。

本県の農業上の土地利用については、合理的な土地利用の展開を主眼として、農産物の需給動向に的確に対応した農業生産が行われるよう進めるものとする。

各農業地帯別にその基本的方向を示すと次のとおりである。

ア 嶺北農業地帯

本地帯は、社会的経済的立地条件および農用地規模から判断すると、本県農業の中心的地位を占め、今後の農業生産力の向上が一層期待される地帯である。

現存する農用地は、水田が主体で稲作生産が主要な地位を占めていることから、今後とも稲作を基幹としながら、多様な需要に応えつつ、高価格銘柄米を生産する産地としての地位を確立するほか、米を中心とした2年3作体系（水稻＋麦、大豆、そば）をさらに発展させ、品質・収量を高めながら、大麦後に園芸を組み合わせるなど水田を最大活用し、低コストで生産力の高い農業を目指す。

また、新規就農者による施設園芸、キャベツ等加工業務用向け露地野菜の生産拡大、園芸作物のブランド化や加工商品開発による高付加価値化等を図りながら、本県の食料生産を高めることによって、農業者の収益の増大を図っていく。

このような観点から、本地帯の農業上の土地利用の基本的方向は次のとおりである。

(ア) 九頭竜川下流域に広がる沖積平坦部の水田については、水利施設の整備および基盤整備が相当進められており、傾斜条件、団地性に優れていることから、機械化や直播栽培による省力、低コスト農業を推進し、水田としての利用を確保することを基本とする。

足羽川流域に分布する水田は、土壌条件、団地性とも優れ、農業経営における生産コストの削減と農地の集積を進める。一方、上流に分布する水田は、傾斜にあわせた生産基盤の整備を進め、機械の利用が容易な水田としての利用を確保する。

九頭竜川支流の真名川、清滝川、赤根川の流域に分布する水田は、水利条件、団地性とも優れていることから水田として利用する。中山間地域に分布する水田については、園芸や果樹を振興しながら、必要に応じた生産基盤の整備により水田としての利用を確保する。また、サトイモ、ネギ、キク等の園芸作物について重点的な推進と生産者の組織化による生産量の拡大を図る。

(イ) 日野川の中・下流および同川水系に係る浅水川、天王川、和田川、吉野瀬川、大塩谷川の各流域に分布する水田については、水利施設の整備および生産基盤の整備が進められており、さらに土壌条件、傾斜条件、団地性も比較的優れ、農業生産の近代化が容易に図られることから、水田としての利用を確保する。

(ウ) 坂井北部丘陵地や三里浜砂丘地ではスイカ、メロン、トマト、ダイコン、ニンジン、ナシ、カキ等が、白山地区を中心とした畑地ではスイカが栽培され、主に京阪神市場を中心に出荷されている。このため、今後とも、労働力の確保対策の推進、機械化、施設化、新規作物の導入により産地の再構築や高品質フルーツ産地に育成するなど、畑、樹園地、草地としての利用を確保する。

イ 嶺南農業地帯

本地帯は、農用地規模が嶺北地帯と比較して小さく、生産性はやや低いものの、地域の特性を活かした多様な農産物の生産拡大が期待される地帯である。

現存する農用地については、稲作生産が中心であることから、嶺北地帯と同様に、高価格銘柄米産地の確立を図るとともに、水田を最大活用し、低コストで生産力の高い農業を目指す。

また、京阪神市場に近い立地や電源の供給基地の特性を活かして、周年型大規模園芸ハウスを整備しミディトマトなどの年間を通じた安定的な出荷を図る。

さらに、若狭町を中心としてウメの産地が形成され、高品質化、製品加工による付加価値の向上等により所得の安定化を図る。また、ビワから柑橘類まで一年を通して楽しめる、オールシーズンくだもの産地の拡大を図る。

加えて、肉質が良い若狭牛を中心とした畜産の振興を引き続き図る。

このような観点から、本地帯の農業上の土地利用の基本的方向は次のとおりである。

(ア) 笙の川、黒河川、耳川、鱒川、北川、南川、佐分利川の流域に分布する水田については、土壌条件、傾斜条件、団地性等の諸条件はやや劣るが、これまでの整備により本地帯の優良水田として農業生産の基盤をなしており、機械を主体とした農業生産が可能となってきたことから、今後はさらに周年作に対応した汎用化等の生産基盤の整備を進め、水田としての利用を確保する。

(イ) 山麓地に連なる里山は、果樹、畜産の一層の振興を図る観点から、樹園地、草地としての利用を図る。

2 農業振興地域として指定することを相当とする地域の位置および規模に関する事項

(指定予定地域)

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
嶺北 農業地帯	福井地域 (福井市)	福井市のうち、都市計画法による都市計画区域内の市街化区域および用途地域、港湾法の港湾隣接地域、農用地としての利用が相当でない森林の区域を除く区域	総面積 19,380ha 農用地面積 8,527ha	
	大野市地域 (大野市)	大野市のうち都市計画法の用途地域、国立公園の特別保護地区、農用地としての利用が相当でない森林の区域を除く区域	総面積 10,103ha 農用地面積 4,141ha	
	勝山地域 (勝山市)	勝山市のうち都市計画法の用途地域、農用地としての利用が相当でない森林の区域を除く区域	総面積 4,550ha 農用地面積 1,977ha	
	鯖江地域 (鯖江市)	鯖江市のうち都市計画法の用途地域、農用地としての利用が相当でない森林の区域を除く区域	総面積 3,731ha 農用地面積 1,985ha	
	あわら地域 (あわら市)	あわら市のうち都市計画法の用途地域、農用地としての利用が相当でない森林の区域を除く区域	総面積 6,337ha 農用地面積 3,849ha	
	越前市地域 (越前市)	越前市のうち都市計画法の用途地域、農用地としての利用が相当でない森林の区域を除く区域	総面積 7,754ha 農用地面積 3,784ha	
	三国地域 (坂井市 三国地区)	坂井市三国地区のうち都市計画法の用途地域および臨港地区、国定公園の特別保護地区、港湾法の臨港地区および港湾隣接地域、農用地としての利用が相当でない森林の区域を除く区域	総面積 2,794ha 農用地面積 1,651ha	
	丸岡地域 (坂井市 丸岡地区)	坂井市丸岡地区のうち都市計画法の用途地域、農用地としての利用が相当でない森林の区域を除く区域	総面積 3,297ha 農用地面積 1,895ha	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
嶺北 農業地帯	春江地域 (坂井市 春江地区)	坂井市春江地区のうち都市計画法の用途地域を除く区域	総面積 2,236ha 農用地面積 1,559ha	
	坂井地域 (坂井市 坂井地区)	坂井市坂井地区のうち都市計画法の用途地域を除く区域	総面積 3,041ha 農用地面積 2,206ha	
	永平寺町地域 (永平寺町)	永平寺町のうち、都市計画法による市街化区域および用途地域、農用地としての利用が相当でない森林の区域を除く区域	総面積 2,798ha 農用地面積 1,110ha	
	池田地域 (池田町)	池田町のうち農用地としての利用が相当でない森林の区域を除く区域	総面積 1,413ha 農用地面積 575ha	
	南越前地域 (南越前町)	南越前町のうち農用地としての利用が相当でない森林の区域を除く区域	総面積 4,164ha 農用地面積 1,161ha	
	越前地域 (越前町)	越前町のうち都市計画法の用途地域、国定公園の特別保護地区、農用地としての利用が相当でない森林の区域を除く区域	総面積 5,256ha 農用地面積 1,822ha	
地帯計			総面積 76,854ha 農用地面積 36,242ha	

農業地帯名	指定予定地域名	指定予定地域の範囲	指定予定地域の規模	備考
嶺南 農業地帯	敦賀地域 (敦賀市)	敦賀市のうち都市計画法の用途地域および臨港地区、港湾法の臨港地区および港湾隣接地域、農用地としての利用が相当でない森林の区域を除く区域	総面積 3,410ha 農用地面積 1,323ha	
	小浜地域 (小浜市)	小浜市のうち都市計画法の用途地域、国定公園の特別保護地区、港湾法の港湾隣接地域、農用地としての利用が相当でない森林の区域を除く区域	総面積 3,892ha 農用地面積 1,824ha	
	美浜地域 (美浜町)	美浜町のうち都市計画法の用途地域、農用地としての利用が相当でない森林の区域を除く区域	総面積 2,325ha 農用地面積 916ha	
	高浜地域 (高浜町)	高浜町のうち都市計画法の用途地域および臨港地区、港湾法の臨港地区および港湾隣接地域、農用地としての利用が相当でない森林の区域を除く区域	総面積 946ha 農用地面積 426ha	
	名田庄地域 (おおい町 名田庄地区)	おおい町名田庄地区のうち農用地としての利用が相当でない森林の区域を除く区域	総面積 516ha 農用地面積 234ha	
	大飯地域 (おおい町 大飯地区)	おおい町大飯地区のうち港湾法の港湾隣接地域、農用地としての利用が相当でない森林の区域を除く区域	総面積 1,117ha 農用地面積 616ha	
	若狭町地域 (若狭町)	若狭町のうち都市計画法の用途地域、国定公園の特別保護地区、農用地としての利用が相当でない森林の区域を除く区域	総面積 4,666ha 農用地面積 2,383ha	
地帯計			総面積 16,872ha 農用地面積 7,722ha	
県計			総面積 93,726ha 農用地面積 43,968ha	

- (注) ・「指定予定地域の規模」欄の「総面積」とは、指定予定地域の面積のことであり、当該市町の総面積から除外すべき土地の面積を差し引いたものである。
- ・「農用地面積」とは、当該市町の「確保すべき農用地等の面積の目標の達成状況等に関する調査」の農業振興地域内農用地の面積である。
 - ・市町別および地帯計、県計の面積は、四捨五入により誤差が生じるため合わない場合がある。

3 農業生産の基盤の整備および開発に関する事項

(1) 農業生産基盤の整備および開発の方向

本県農業の持続的な発展を図るため、集落をベースとして農業基盤の充実と生産体制の強化に努めるとともに、これまで培われてきた農業者の高い技術力を活かし、地域の特性に応じた生産性の高い水田農業を展開する必要がある。

このため、農業生産の効率性を一層高める基盤整備を進め、スマート農業の効果を最大限発揮するほ場の大区画化や用排水路・暗渠排水等の整備を推進する。

平坦地域では、低コストで生産性の高い水田農業の実現を図るため大区画ほ場の整備を推進し、生産条件が不利な中山間地域では、地域特産物等の振興を図るため地域の立地条件にあわせた基盤整備を推進する。そのほか、農地中間管理事業を活用して農地を集積・集約する際に、農地の畦畔除去や暗渠排水の整備など簡易な基盤整備を行い、農地の利用効率を向上させる。

また、麦、大豆、そば、水田園芸等の生産性の向上および水田の汎用化を図るため、暗渠排水や客土等の整備を促進するとともに、水管理作業の効率化や維持・管理に要する労力の低減を図るため、農業用水のパイプライン化や水管理システムの導入を推進する。

老朽化した農業水利施設などの機能強化や長寿命化対策に加え、事前防災・減災に向けた効果的な予防対策を推進し、災害に強い生産基盤をつくとともに地域共働での維持管理を強化する。

(2) 農業地帯別の構想

ア 嶺北農業地帯（平坦地、砂丘地）

日野川用水地域や九頭竜川下流地域等では、かんがい排水事業により農業用水のパイプライン化が進められている。パイプライン化により、きれいで冷たい水を広域に供給することが可能となることから、水田では、夜間かんがい技術の導入による良質米の生産、園芸産地では、水源転換による塩害の解消や新たな園芸品目の生産拡大を図る。また、チューブかん水や暗渠排水を活用した地下かんがい等の技術を普及し、水田園芸の拡大を図る。

イ 嶺北農業地帯・嶺南農業地帯共通

(ア) 田の整備・保全管理

- a 農業用水の安定供給を図るため、用水施設の整備・保全管理を進める。
- b 水田の汎用化および作業の効率化を図るため、排水施設の整備・保全管理を進める。
- c 営農コストの削減と農地集積を図るため、担い手の育成と一体的にほ場の大区画化を進める。
- d 農産物の効率的な輸送体系を確保するため、農道の整備・保全管理を進める。

(イ) 畑の整備・保全管理

かんばつ被害の解消と野菜などの生産振興を図るため、農業用水の安定供給およびかんがい施設等の整備・保全管理を進める。

(ウ) 樹園地の整備・保全管理

- a 農道および園地の整備・保全管理を進める。また、点在する果樹園等については、農道の整備・保全管理による団地化を図るとともに、園地内は園内道路を整備し、管理の効率化を図る。
- b 樹園地としての利用を促進しようとする団地は、全般的に水利施設の不備な地域であることから、かんがい施設等の整備・保全管理を進める。

(エ) 採草放牧地の整備・保全管理

既存の採草放牧地については、利用条件の改善を図るため、草地利用施設等の整備・保全管理を進める。

(オ) 農業生産基盤の保全管理

農業生産基盤の良好な保全管理と質的向上を図るため、地域ぐるみでの農地保全に関する共同活動を支援する。

(3) 広域整備の構想

ア 用排水改良

水田の有効利用による生産性の維持・向上を図るため、用排水改良を行う。特に、湿田については、田畑輪換を可能とする水田の排水対策として、用排水施設の整備改良を進める。

イ 基幹農道の整備・保全管理

農業生産物の物流効率化や地域の活性化に寄与している基幹農道の整備・保全管理を図る。

ウ ほ場整備

営農コストの削減と農地の集積、生産性の向上を図るため、ほ場の大区画化、農地の集団化等を進める。

4 農用地等の保全に関する事項

(1) 農用地等の保全の方向

ア 農用地等の保全の必要性

農地は最も基礎的な農業生産基盤であり、一度荒廃するとその回復が困難な資源である。将来にわたって、安心して豊かな食料を安定的に供給するとともに、農村で農業生産活動が行われることにより生じる多面的機能を発揮していくためには、無秩序な土地利用や耕作放棄等による農地のかい廃を防ぎ、県内の農業生産に必要な農地を営農に適した良好な状態で確保するとともに、その有効利用を図っていくことが重要である。

今後とも優良な農地の確保を図るため、農用地等の自然災害の発生を未然に防止し、農地の土壌汚染または農業用水の汚濁を防止して、農業生産の維持と農業経営の安定を図る農用地等の保全のための事業や活動を積極的に展開していく必要がある。

イ 農業地帯別農用地等の保全の基本的方向

(ア) 嶺北農業地帯

丹南地域や奥越地域等の農地や棚田、ため池をはじめ、越前海岸に位置する農地海岸の整備・保全管理を図り、災害を未然に防止するとともに、地域の保全活動を積極的に支援し、農用地等の保全を図っていく。

(イ) 嶺南農業地帯

嶺南地域の農地や棚田、ため池をはじめ、高浜町の地すべり防止区域や敦賀市、小浜市、高浜町に位置する農地海岸の整備・保全管理を図り、災害を未然に防止するとともに、地域の保全活動を積極的に支援し、農用地等の保全を図っていく。

(2) 農用地等の保全のための事業

ア 農用地等の土壌侵食や崩壊等を防止するための防災施設整備等の事業

地すべり防止区域において、その主要因である地下水を排除する集水井や地表水の地下への浸透を防止する承水路の整備など農用地や農業用施設を守る「地すべり対策事業」、波浪による海岸侵食から農用地を保全する「海岸保全施設整備事業」、および地震や豪雨などの自然災害から農用地や農村集落を守る「農村災害対策整備事業」等の事業を積極的に実施し、農用地や土地改良施設を自然災害から守り、県土の保全を図る。

(3) 農用地等の保全のための活動

防除や水管理が行われなくなった荒廃農地は、雑草や病虫害の発生源や、有害鳥獣の侵入経路等となるばかりでなく、集団的農地が有する用水利用の連続性、反復性を損なうなど、周辺の農地の利用にも悪影響をもたらす。

このため、荒廃農地の適切な保全管理への支援を行うことは、単に農地の確保だけでなく、地域農業の存続にかかわる重要な課題であり、地域の実情に即して市町等行政が加わった取組を積極的に実施する必要がある。

このような観点から、次の施策を進める。

ア 荒廃農地を含む担い手への農地利用集積

(公社) ふくい農林水産支援センターによる農地中間管理事業、市町や市町農業公社等による農業経営基盤強化促進法に基づく利用権設定等促進事業などを通じ、荒廃農地を含む農地の担い手への利用集積や農作業の受委託を促進することにより、荒廃農地の発生防止を図る。

また、市町農業委員会が利用状況調査により遊休地化された農地を把握した場合は、当該農業委員会が農地所有者に対する利用意向調査を実施し、耕作再開や保全管理、農地中間管理機構などへの利用権設定等を促進する。

イ 地域ぐるみでの農地保全に関する共同活動への支援

農地の多面的機能の維持を図るため、地域ぐるみでの農地保全に関する共同活動を支援する多面的機能支払交付金を活用し、荒廃農地の発生防止、解消を図る。

ウ 中山間地域における農業生産の推進

中山間地域においては、農業生産条件が不利であることや農業従事者の高齢化や過疎化の進行により担い手が減少している。

このため、中山間地域等直接支払制度を活用し多面的機能の維持、発揮を図るとともに、集落を基本とした集落営農を進める。また、多彩な人材の参加による農作業支援、農業協同組合などによる広域営農支援体制の構築や市町農業公社による営農の支援、集落を核とした機械の共同利用組織、農地取得の面積要件の緩和による農業参入の促進などを進める。

また、米より収益性の高い施設園芸、鳥獣被害を受けにくい果樹栽培、地域特産作物の生産や加工品づくりを進める。

さらに、農家民宿、農家レストラン、貸農園、トレイルコースの整備などによる里山里海湖ビジネスを進める。

エ 鳥獣害対策の充実強化

野生鳥獣による農作物への被害は、経済面での損失に加え、農家の生産意欲の減退を招くなど、農地保全に大きな影響を及ぼしている。

このため、金網柵、電気柵等による侵入防止柵の設置や、農地周辺の山際における大規模緩衝帯の整備、市町が編成した捕獲隊による有害鳥獣の捕獲と、県が事業主体となり奥山等に生息するニホンジカとイノシシの集中捕獲を行う指定管理鳥獣捕獲等事業の実施、人口減少や高齢化により近隣の集落同士が連携して鳥獣害対策を実施していく取組の推進など、地域の実態に応じた効果的な鳥獣害対策の強化と継続を図り、被害防除、個体数管理、体制強化を総合的に実施する。

オ 棚田等の継続的な保全活動の展開

海岸沿いの棚田などの農地は、美しい里地・里山風景を保全するため、スイセン等収益性の高い園芸作物の拡大を図るとともに、オーナー制度の導入等による棚田の維持・保全を推進する。

また、中山間地域や棚田地域の多面的機能の良好な発揮と地域住民活動の活性化を図ることを目的とする「ふるさと・水と土保全対策事業（都道府県基金）」および「ふるさと・水と土保全推進事業（棚田基金事業）」を積極的に活用し、中山間地域を対象とした活動のPR、資機材等の支援などにより、棚田等の持続的な保全活動を展開する。

5 農業経営の規模の拡大および農用地等または農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進に関する事項

(1) 農業経営の規模の拡大および農用地等または農用地等とすることが適当な土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進の方向

ア 農地の利用集積の推進

農業従事者の減少と高齢化が進行している中、今後とも意欲ある農業者に対する農地流動化の推進が重要である。このため、農地の売買、貸借を行う農地中間管理事業や、利用権設定等促進事業により、集落営農組織や認定農業者等の意欲ある農業者に対し着実に農地の利用集積や農作業の受委託を進め、経営基盤の充実・強化と持続性のある地域農業の確立を図る。

一方、担い手不足等から集落営農に取り組めない場合は、集落営農実践集落等を核に、複数集落を取り込んだ広域的な営農体制の構築を促進する。

また、地域農業の担い手となる意欲ある農業者を育成するため、県および各地域の農業再生協議会が、地域での話し合いを進めながら、地域農業を担う多様な経営体の育成を図る。

イ 農地の効率的かつ総合的な利用の推進

農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化を推進するとともに、自動走行農機、ICT水管理等の営農の省力化等に資する技術の活用を可能にする農業生産基盤の整備を展開する。

また、水稻と麦、大豆、そば等を組み合わせた2年3作体系のブロックローテーションや、ネギなどの園芸品目を組み入れるなど、水田の最大限の活用を図る。

(2) 農業地帯別の構想

ア 主要な営農類型および目標経営規模

農業を今後とも本県の基幹産業として振興し、発展させていくためには、効率的かつ安定的な農業経営体を育成することが必要である。

このため、今後育成すべき農業経営について、主たる従業者1人当たりの年間総労働時間が他産業並み（おおむね1,800時間程度）の水準を達成しつつ、地域他産業従事者並みの生涯所得に相当する年間農業所得（450万円程度）を確保できるような類型を示し、こうした経営の育成を目標とする。

(ア) 嶺北農業地帯

a 平坦地域

嶺北平坦地域では、認定農業者や集落営農組織により大区画ほ場で大型機械を導入した土地利用型農業や、水稻との複合経営や園芸単一経営でトマト、サトイモ、ネギ、軟弱野菜等が作付けされている。

土地利用型農業では、集落の話し合いを通じて認定農業者および集落営農組織への農地の集積・集約を進めるとともに、経営管理の熟度が向上した経営については、必要に応じて法人経営への移行を誘導する。また、集落営農に農地を委託した地域の女性や高齢者が行う直売所への出荷や加工などを支援する。

新規就農者については、大規模な認定農業者や集落営農組織の下で就業する雇用就農者を確保し、将来的には経営継承やのれん分け就農を促進する。また、施設園芸の導入を進め、園芸部門での新規就農者を確保する。

b 坂井北部丘陵地域・三里浜砂丘地域

本県の主要な園芸生産地および畜産基地であり、野菜、花き、果樹、畜産などの高収益、高付加価値作目の積極的な導入を図るとともに、組織化や施設化、複合経営化を図り、より企業的な経営を目指すよう誘導する。

また、園芸では親元就農を進めるとともに、県内外の農業経験がない人でも確実に就

農でできるよう、園芸カレッジで農業技術実践や経営等の知識習得を支援するとともに、丘陵地農業支援センター、三里浜砂丘地農業支援センターとの連携により農地を斡旋し、園芸部門での新規就農者を確保する。

c 嶺北中山間地域

認定農業者等の経営体の不足が著しい地域においては、集落等を単位とした集落営農組織の育成を図る。

また、地域の気候・風土に育った野菜、花き、果樹などの地域特産作物および畜産等の高収益、高付加価値作目を積極的に導入し、複合経営による所得向上を目指すよう誘導する。

さらに、農地を手放す農家から農地を集積する等、新規就農者への経営規模の拡大を支援する。

主要な経営類型および目標経営規模を示すと次のとおりである。

《個別経営体》

水稲経営（全域）	水田21.5ha（水稲15.0ha、大麦6.5ha、大豆6.5ha）
水稲経営（全域）	水田20.0ha（水稲14.0ha（内特栽3.0ha）、大麦6.0ha、大豆6.0ha）
水稲経営（全域）	水田22.0ha（水稲15.4ha（内直播3.0ha）、大麦6.6ha、大豆6.6ha）
水稲＋露地野菜複合経営（全域）	水田10.0ha（水稲7.0ha、大麦1.0ha、ネギ2.0ha）
水稲＋施設野菜複合経営（嶺北平坦）	水田15.0ha、施設0.3ha（水稲10.5ha、大麦4.5ha、ミディトマト0.3ha、軟弱野菜0.3ha）
水稲＋花き複合経営（全域）	水田6.0ha（水稲4.2ha、大麦1.05ha、キク0.75ha）
水稲＋畜産複合経営（嶺北平坦）	水田11.0ha（繁殖牛30頭、水稲7.7ha、飼料作3.3ha）
野菜専作（畑作）経営（全域）	畑3.2ha（ネギ3.2ha）
野菜専作（畑作）経営（嶺北丘陵）	畑2.5ha（春ダイコン0.6ha、露地スイカ0.7ha、秋冬ダイコン1.2ha）
野菜専作（畑作）経営（嶺北丘陵）	畑8.1ha（カンショ8.1ha）
野菜専作（施設）経営（全域）	施設0.3ha（夏トマト0.3ha、秋トマト、0.2ha、ホリソウ0.25ha）
野菜専作（施設）経営（全域）	施設0.5ha（春コマツナ0.5ha、夏コマツナ0.5ha、秋コマツナ0.5ha、冬コマツナ0.4ha）
野菜専作（施設）経営（全域）	施設0.5ha（春メロン0.5ha、秋メロン0.4ha、コマツナ0.5ha）
野菜専作（施設）経営（全域）	施設0.47ha（春トマト0.47ha、秋キュウリ0.47ha）
花き専作経営（全域）	畑0.9ha（夏秋ギク0.3ha、秋ギク0.3ha、寒ギク0.3ha）
果樹専作経営（全域）	果樹地0.8ha（ブドウ0.8ha）
畜産酪農経営（全域）	水田6.0ha（経産牛40頭、育成牛16頭、飼料作6.0ha）
畜産肥育経営（全域）	水田4.2ha（肥育牛（肉専用種）200頭、飼料作4.2ha）
畜産肥育経営（全域）	水田4.3ha（肥育牛（乳用種）300頭、飼料作4.3ha）

《組織経営体》

水稲（＋園芸）経営（全域）	水田20.0ha（水稲14.0ha、大麦2.7ha、ネギ3.3ha）
水稲経営（全域）	水田40.0ha（水稲28.0ha、大麦12.0ha、大豆12.0ha）
水稲（＋園芸）経営（全域）	水田40.0ha（水稲28.0ha、大麦10.0ha、ネギ2.0ha）
水稲経営（全域）	水田100.0ha（水稲70.0（内直播20ha）ha、大麦30.0ha、大豆30.0ha）

(イ) 嶺南農業地帯

嶺南の平坦および中山間地が混在する地域においては、地域や集落での話し合いを通じて個別経営や集落等を単位とした生産組織の育成を進めるとともに、市町・農業協同組合等の関係機関が連携して広域受託組織の育成を図るなど、地域の実情に即した方策を進める。

また、野菜、花き、果樹、畜産等の高収益・高付加価値作物や、周年型の大規模施設園芸の導入により所得の向上を目指すとともに、これらを取り入れた体験農園の設置など都市農村交流への取組についても推進を図る。

さらに、県園芸研究センターの周年型の大規模園芸ハウスを活用して技術の研修を実施し、大規模園芸での法人就業など新規就農者を確保する。また、農業インターンシップを受け入れる農業法人等を中心に、水稲やウメの新規就農、経営継承を進め、世代交代を促進する。

なお、これらの取組によっても認定農業者等の経営体の確保が見込めない場合は、企業等の多様な担い手による農業への新規参入の促進および農地の有効利用の確保を図る。

主要な経営類型および目標経営規模を示すと次のとおりである。

《個別経営体》

水稲経営（全域）	水田21.5ha（水稲15.0ha、大麦6.5ha、大豆6.5ha）
水稲経営（全域）	水田20.0ha（水稲14.0ha（内特栽3.0ha）、大麦6.0ha、大豆6.0ha）
水稲経営（全域）	水田22.0ha（水稲15.4ha（内直播3.0ha）、大麦6.6ha、大豆6.6ha）
水稲＋露地野菜複合経営（全域）	水田10.0ha（水稲7.0ha、大麦1.0ha、ネギ2.0ha）
水稲＋花き複合経営（全域）	水田6.0ha（水稲4.2ha、大麦1.05ha、キク0.75ha）
水稲＋果樹複合経営（嶺南）	水田4.5ha、果樹地1.9ha（水稲3.1ha、大麦1.4ha、ウメ1.9ha（青ウメ0.9ha、白干し1.0ha））
野菜専作（畑作）経営（全域）	畑3.2ha（ネギ3.2ha）
野菜専作（施設）経営（全域）	施設0.3ha（夏トマト0.3ha、秋トマト、0.2ha、ホウレンソウ0.25ha）
野菜専作（施設）経営（全域）	施設0.5ha（春コマツナ0.5ha、夏コマツナ0.5ha、秋コマツナ0.5ha、冬コマツナ0.4ha）
野菜専作（施設）経営（全域）	施設0.5ha（春メロン0.5ha、秋メロン0.4ha、コマツナ0.5ha）
野菜専作（施設）経営（全域）	施設0.47ha（春トマト0.47ha、秋キュウリ0.47ha）
花き専作経営（全域）	畑0.9ha（夏秋ギク0.3ha、秋ギク0.3ha、寒ギク0.3ha）
果樹専作経営（全域）	果樹地0.8ha（ブドウ0.8ha）
果樹専作経営（嶺南）	果樹地3.1ha（青ウメ1.6ha、加工1.5ha）
畜産酪農経営（全域）	水田6.0ha（経産牛40頭、育成牛16頭、飼料作6.0ha）
畜産肥育経営（全域）	水田4.2ha（肥育牛（肉専用種）200頭、飼料作4.2ha）
畜産肥育経営（全域）	水田4.3ha（肥育牛（乳用種）300頭、飼料作4.3ha）

《組織経営体》

水稲（＋園芸）経営（全域）	水田20.0ha（水稲14.0ha、大麦2.7ha、ネギ3.3ha）
水稲経営（全域）	水田40.0ha（水稲28.0ha、大麦12.0ha、大豆12.0ha）
水稲（＋園芸）経営（全域）	水田40.0ha（水稲28.0ha、大麦10.0ha、ネギ2.0ha）
水稲経営（全域）	水田100.0ha（水稲70.0（内直播20ha）ha、大麦30.0ha、大豆30.0ha）

イ 農地の利用集積の推進

地域の特性に即した営農類型における効率的かつ安定的な農業経営体等の育成と、地域全体の農業の発展が図られるよう、地域や集落での話し合いを通じて効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の利用集積を推進するとともに、人・農地プランの実質化や農地中間管理事業、農地売買支援事業等を活用し、令和5年度までに効率的かつ安定的な農業経営を営む者等に対する農用地の利用の集積目標約8割（県下全域）を目指す。

大規模な個別経営体の育成を中心に進める地域においては、利用権の設定等を中心に推進し、個別経営体の規模拡大を図る。また、ほ場条件が未整備であることや、担い手不足から土地利用型農業を主体とする個別経営体の育成が困難な地域においては、市町や農業協同組合などと連携した農作業受託組織等の多様な担い手を育成し、農作業受委託を中心として農地の集約を進め、効率化を図る。

特に、嶺南農業地帯においては、地域全体の産業基盤が弱いことが農地流動化の進展しない要因とも考えられるため、就業対策等、各種施策の積極的活用および集落営農の推進により経営規模の拡大を図っていく。

ウ 農業生産組織の活動の促進

嶺北・嶺南両農業生産地帯とも、生産組織等が、水稻に麦、大豆、そば、園芸等を組み合わせた農地の高度利用、オペレーターや補助者の適正配置等による労働力の確保、機械・施設の効率的利用を図りながら、担い手として重要な役割を果たしている。今後とも、集落を基盤に効率的な水田農業の生産体制を確立するため、地域の実情を加味しながら集落営農の発展段階に応じた経営展開の誘導を図るとともに、次代を担うリーダーや専任オペレーターを確保しつつ、高度化や複合化等を目指す生産組織を育成する。さらに、集落営農のオペレーターの確保に向け、自動走行トラクタ等のロボット農機や自動操舵システムに代表される軽労化や作業精度の向上につながる農機を活用した生産を拡大し、未熟練者等が活躍できる農業構造へ誘導を図る。

具体的には、集落営農組織等の法人化を進めるとともに、専任オペレーターを有する40ha規模の広域営農組織や、認定農業者、複数の集落営農組織を統合した100ha規模以上のメガファームを育成する。

また、園芸、畜産では、販売力を強化するための広域的な生産・集出荷組織を育成する。特に園芸に関しては、効率的な作業が可能となる団地化を進め、機械の共同利用等を実施する組織を育成する。

6 農業の近代化のための施設の整備に関する事項

本県の農業の柱は米を中心とした水田農業であり、近年の消費者の米離れや米価の下落は、農業産出額の落ち込みにつながり、農業所得を減少させている。また、農村における農家人口の減少および後継者不足、農家の高齢化が進行しており、生産活動の弱体化が進んでいる。

このため、農業生産基盤の整備推進および集落を基盤とした稲作との複合化等による水田園芸の取組を促進する。

園芸は、栽培に多くの労働時間を要することから、今後は規模拡大に際しての省力化や軽作業化が不可欠であり、定植機や収穫機等の導入による大規模機械化栽培の実証と普及促進を図るとともに、実需に対応するため、品目の重点化や広域的な集出荷体制の構築による計画的な生産・出荷を目指すことが必要である。また、野菜や花き等の高品質化と周年出荷を図るには天候に左右されない施設栽培が適しており、雨除け施設や耐候性施設の導入等の促進を図る。

さらに、地域の気候や風土に育った地域特産作物について、生産規模や販売状況に応じた生産や、福井らしい地域特産物の産地づくりや商工業・観光業との共同による加工品の開発・販売を推進する。

酪農経営については、施設の機械化、飼養規模の拡大、加工等を導入した経営の複合化を進めるとともに、健全な畜産経営を育成するため、堆肥化施設の導入や自給飼料の生産拡大を推進する。

(1) 農業地帯別の構想

ア 嶺北農業地帯

本地帯では、九頭竜川下流域に広がる水田地帯の稲作および麦、大豆、そばの生産性と品質の向上や、坂井北部丘陵地、三里浜砂丘地、都市近郊、奥越および丹南中山間地域等の野菜、酪農、肉用牛、果樹等の振興が求められている。

重点作目の今後の農業技術、生産体制の確立および農業近代化施設等の整備の方針は次のとおりである。

(ア) 米

稲作の基本的方向は、生産性の高い稲作経営の確立と品質の向上である。このため、大区画ほ場の整備や農業用水のパイプライン化を推進するとともに、直播等省力、低コスト生産技術の導入と担い手を核とした生産組織を育成し、これに対応する高性能農業機械の計画的な整備を図る。

また、全県的に推進しているコシヒカリ等の「さつき半ばの適期田植え（5月15日以降の田植え）」による米の品質向上や、農業協同組合と共動して秋の田起こしを中心とした土づくりを推進するとともに、カントリーエレベーター、籾乾燥調製施設、低温倉庫などの活用や、食味検査に基づく施肥改善指導等により、品質の向上と出荷の合理化を図る。

(イ) 麦・大豆・そば

水田を有効利用する2年3作体系の栽培により生産されており、高位安定生産の実現および品質の向上を図るため、暗渠排水や地下かんがい施設等の整備を推進するとともに、転作田の団地化、共同利用施設や高性能農業機械の計画的導入を促進する。

また、そばの収量を拡大するため、小畦立て同時播種技術の導入等による対策を徹底する。

(ウ) 野菜

a 坂井北部丘陵地

優良な大規模農地や水はけのよさを活かし、企業による施設園芸や加工業務 用向け露地園芸の生産を拡大する。

b 三里浜砂丘地

砂丘地の特性を生かしたミディトマトやメロン、小カブなどの高品質野菜を周年生産

するための施設整備や、特産のラッキョウの生産拡大のための機械化の促進、調整・加工施設の整備を進める。

また、パイプラインの全面通水により、チューブかん水や地下かんがい等の技術を普及し、これまで作れなかった夏のハウレンソウやニンジン等の生産を拡大する。

c 奥越地域

特産のサトイモや、産地化が進んでいるネギについては、大規模経営を進めるための機械化と流通や需要ニーズに対応できる集出荷選別場、冷凍加工施設等の共同利用施設の活用を図る。

d 福井市近郊

都市近郊では、軟弱野菜やトマト、キュウリなど栽培施設の共同利用や規模拡大のための施設の整備を進める。

e 上記の地域以外の地域

野菜生産に適応できるよう客土やかんがい排水施設の整備を進めるとともに、水田を活用した園芸に取り組む集落営農組織を育成し、ネギ、キャベツの生産を拡大する。

また、各地域の特産野菜を育成するため、生産基盤の整備や集出荷施設等の整備を進めるほか、付加価値の向上を図るため、加工処理施設等の整備を進める。

(エ) 果樹

坂井北部丘陵地におけるナシ、カキについては、これまでの農家個々の管理から、地域ぐるみの生産や出荷を進めるための機械化や施設化を進める。坂井北部丘陵地や三里浜砂丘地では、ブドウ等の生産を拡大し、産地を育成する。

越前海岸地帯におけるウメについては、価格低迷に対応できる多収性品種の導入や更新を進めるとともに、付加価値向上のための加工施設整備などを進める。

(オ) 花き

キクをはじめとした主要花きについては、生産体制と広域集出荷体制の強化を図るため、育苗施設、ハウス、集出荷施設等の整備を進める。特に、県花であるスイセンについては、改植や管理・収穫作業の合理化を図るため園内道路やモノレールの整備などを進めるとともに、雪害回避や安定出荷を可能にするハウス栽培や球根養成ほ場の設置を支援するなど、計画的な出荷や出荷期間の拡大のため促成・抑制栽培関連施設の整備を進める。

(カ) 畜産

a 酪農

県の酪農・肉用牛生産近代化計画のもと、将来さらに生産の拡大が進むことに対応して、子牛の育成と粗飼料の確保を図るため、公共牧場の有効利用を進める。

また、多頭飼育を目標として、フリーストール牛舎や搾乳ロボット等省力化を図る機械施設の整備を進めるとともに、乳製品加工などの6次産業化を図る。

さらに、県産飼料である稲発酵粗飼料の利用や飼料用米の生産拡大・カントリーを利用した飼料用米の保管・供給調整、河川刈草等の地域未利用資源を飼料に活用するなどにより、飼料自給率の向上と低コスト酪農経営の実現を図る。

b 肉用牛

繁殖経営については、ブランド牛「若狭牛」の飼育農家の育成を基調に、飼料生産基盤の整備拡充、飼養管理の省力化のための放牧方式の推進および公共牧場の再整備とその利用を促進する。

肥育経営については、酪農・肉用牛生産近代化計画をもとに省力化や多頭化とともに、飼養管理技術の合理化を進め、去勢牛を主体とした経営規模の拡大と施設の整備を進める。

食肉流通については、金沢食肉流通センターを本県への食肉供給の拠点として活用するほか、大都市近郊での有利販売を進める。

c 養豚

1戸当たりの飼養頭数の増加に対応した効率的な飼養管理、および省力化と畜産環境の改善を図るための施設整備を進める。

d 養鶏

飼料用米等を活用した特色ある卵を生産するため、粉碎機等の整備を進める。また、防疫体制の確立と生産出荷の合理化を図る。

イ 嶺南農業地帯

本地帯では、笙の川、黒河川、耳川、鮎川、北川、南川、佐分利川等の河川流域に広がる水田地帯における稲作に麦、大豆等の転作作物を合理的に組み合わせた水田農業の生産性および品質の向上が求められている。また、転作作物としてネギ、エダマメ等の生産拡大が求められているほか、ウメと酪農、肉用牛の伸びが期待されている。

重点作目の今後の農業技術、生産体制の確立および農業近代化施設等の整備方針は次のとおりである。

(ア) 米

大区画ほ場の整備や農業用水のパイプライン化を推進するとともに、各種機械の計画的導入およびその利用効率の向上を積極的に促進し、生産の組織化とその合理的運営を進める。

また、全県的に推進しているコシヒカリ等の「さつき半ばの適期田植え（5月15日以降の田植え）」や、農業協同組合と共働して秋の田起こしを中心とした土づくりを推進すること等により米の品質向上を図るとともに、これまで整備されてきたカントリーエレベーター、籾乾燥調製施設、低温倉庫などを活用し、品質の向上と出荷の合理化を図る。

(イ) 麦・大豆・そば

嶺北農業地帯と比較して相対的に生産性が低いため、生産基盤の整備や担い手を核とした生産組織の育成を進めるとともに、共同利用施設の設置や高性能農業機械の計画的導入により生産性の向上と経営の安定を図る。

(ウ) 野菜

温暖な気候や京阪神市場に近い立地特性を活かし、露地野菜ではネギ、エダマメ等、施設栽培においてはミディトマト等の生産を拡大するため、栽培管理機械施設の整備や集出荷・加工施設の整備を進める。

また、ICT（情報通信技術）を活用したスマート園芸栽培技術の開発など大規模施設園芸産地として整備を進める。

さらに、電源立地地域の特性を活かした植物工場などの高度栽培施設の整備を進める。

(エ) 果樹

地域一帯におけるウメについては、さらなる産地の体質強化を図るため、園地造成や農道整備、多収性品種の導入を進める。また、管理の効率化を図るため、スプリンクラーの設置やネット収穫などを進めるとともに、集出荷施設や付加価値向上のための二次加工施設整備などを進める。

地域の特産として定着しているナシ、温州ミカンや、近年植栽が進んでいるイチジク、ビワなどについて、一年を通して楽しめるオールシーズンくだもの産地を拡大する。また、栽培の効率化や品質の向上を図るための機械・施設の整備を進めるとともに、付加価値向上のための加工施設、集出荷施設等の整備を進める。

(オ) 花き

キクをはじめとした主要花きについては、生産体制と広域集出荷体制の強化を図るため、育苗施設、ハウス、集出荷施設等の整備を進める。

また、花ウメなどの切り枝栽培を進めるため、栽培管理機械や集出荷調整・選別施設等の整備を進める。

(カ) 畜産

a 酪農

未利用地の開発整備、既耕作畑および水田の高度利用等による粗飼料の確保を図るとともに、省力管理施設等の整備と併せ、規模拡大や6次産業化を進める。

b 肉用牛

若狭牛の生産拡大を進めるため、公共牧場を充実する。

流通については、県内に食肉センターが無いことによる不利益が生じないように、費用の一部補助による金沢食肉流通センターの利用を促進し、県内に若狭牛が流通されるように努める。

(2) 広域整備の構想

ア 稲作生産共同利用施設

農業協同組合の共同利用施設（水稻育苗センターやカントリーエレベーター、集出荷施設等）の再編整備により効率的な施設運営を進め、品質の高位平準化や集出荷体系の合理化を図る。

イ 公共牧場

酪農および肉用牛経営の規模拡大と経営の合理化を図るため、草地開発と併せて広域的な公共牧場の機能を強化し、高能力牛や優良血統の受精卵の供給による改良を推進する。

ウ 集出荷貯蔵加工施設

トマト、ネギ、ウメ等の産地機能を強化し、流通加工の円滑化と近隣大消費地に対する供給産地としての地位を堅持するため、集荷、貯蔵、加工施設等の拡充を図る。

エ 卸売市場をはじめとする食品物流システムの整備推進

青果物流通の変化に対応するため、卸売市場の集荷、鮮度保持、一次加工、情報等の機能強化を図る。

オ 6次産業化への支援

県産品を使用した「健康食」「介護食」や食品加工業等と連携した商品など、市場動向を踏まえた商品の開発および加工施設・機械の整備を支援する。

また、食品事業者や6次産業化に取り組む事業者の大規模展示会への出展などを支援するとともに、首都圏などにおいて県アンテナショップや小売りスーパーを中心に、認知度向上販路開拓を進める。

7 農業を担うべき者の育成および確保のための施設の整備に関する事項

(1) 農業を担うべき者の育成および確保のための施設の整備の方向

ア 農業を担うべき者の育成および確保のための施設の整備の状況

本県では、昭和60年7月に福井県農林漁業大学校を開設し、平成17年3月までの20年間に通算16万人近くの人が学んでいる。平成17年4月からは、(公社)ふくい農林水産支援センターが研修を担当し、旧農林漁業大学校の施設をはじめ、県内各施設を利用して研修事業を実施しているほか、各農林総合事務所・嶺南振興局農業経営支援部等に農業技術研修館を整備し、各種研修を実施している。

また、研修に一定の研究施設・設備が必要となる農家等に対しては、農業試験場等各試験研究機関において研修等の受け入れを行っているほか、「ふくい園芸カレッジ」や「人材育成拠点」など農業経営実践研修が可能な研修教育施設の整備も進んでいる。

さらに、福井県農業情報ポータルサイト「ふくいアグリネット」により、農業を担うべき者に対し生産技術情報、試験研究機関の情報を提供しているほか、気象や作物の生育予測などの技術情報などをメールで知らせる「e農メール」を配信している。

イ 農業を担うべき者の育成および確保のための施設の整備の基本的方向

技術・知識の研修施設については、今後とも既存施設の機能が発揮できるよう適切な管理を行い、一層の活用を図るとともに、農業経営実践研修が可能な施設の整備を図る。

また、IT(情報技術)の進化に合わせ、農家がインターネットを利用して自主的に情報を活用できるよう農林水産情報システムの整備・保全管理を行い、その活用を図る。

さらに、規模拡大が困難な小規模農業者が多い中山間地域においては、文化、自然、特産物を活かした里山里海湖ビジネスを推進していく上で必要な人材育成が急務となっていることから、農業者の幅広いニーズを叶える研修・交流拠点の整備を図る。

(2) 研修施設の整備・充実

ふくい園芸カレッジや園芸研究センターにおいて、新規就農者の栽培技術や農業経営を一貫して習得できる実践的な研修を実施している。また、技術・知識の研修施設として、(公社)ふくい農林水産支援センター等の施設を積極的に活用し、研修の充実・強化を図る。また、「ふくいアグリネット」の整備・保全管理を行い、その活用を図る。

さらに、里山里海湖ビジネスを推進していくうえで必要となる担い手や地域おこしリーダー等を育成するための研修、交流拠点となる「ふくい農業ビジネスセンター」において、体験農園や実習ほ場、園芸ハウス、ワイナリーなどを整備し、県内外から人材を集めるとともに、幅広い分野の研修を実施する。

(3) 人材確保のための方策

ア 研修の実施

平成26年度に開校した「ふくい園芸カレッジ」において、就農の目的に応じた研修コースを設置し、園芸部門での就農や集落営農への園芸導入を目指す人材の育成、大規模施設園芸で即戦力となる人材を育成する。また、県内全域で就農できるように、市町が行う「人材育成拠点」の整備を支援していく。

さらに、「越前若狭田んぼ道場」では、水稻栽培の座学研修や機械操作実習などにより、集落営農法人等の後継者やオペレーターを育成する。

次に、里山里海湖ビジネスの研修、交流拠点となる「ふくい農業ビジネスセンター」では、農家民宿開業のための研修や観光等とコラボした新たな農業ビジネスを創出する研修、里山プレイングマネージャーを養成するための研修などを実施し、地域活性化を担う人材を育成する。

さらに、農業高校において大規模施設園芸に関する技術が習得できるカリキュラムを導入し、経営者や就業者を育成する。

イ 就農研修資金等必要な資金手当

研修中は農業次世代人材投資資金（準備型）や県外からの移住者向けの奨励金による生活支援を行う。さらに、農業次世代人材投資資金（経営開始型）、小農具の整備や施設、機械整備、住宅確保など支援を行い、経営の安定化に向けてきめ細やかなサポートを行う。

ウ 就農や経営向上のための必要な各種情報提供体制

就農前の相談や情報提供は、青年農業者等育成センターや市町等と十分に連携をとりながら、県内での就農相談会、現地視察会の開催等を積極的に行うほか、県外での積極的な誘致活動を行い、本県の園芸を担う新規就農者や農業経営者を確保する。

また、就農初期では、各農林総合事務所等の普及関係者が窓口となり、販路情報の提供や技術支援を行うなど経営の安定化に向けサポートするとともに、密着指導を促進する。

さらに、経営を大きく発展するための支援として、農業経営発展に向けた研修、農業経営相談所や6次産業化サポートセンター等による経営発展ビジョンの策定支援を行う。

エ 農業・農村・食に対する理解の促進

「ふくいのお食を通じて健康で豊かな生活をつないでいく」ことを基本理念に、「家庭」「企業」「学校」で学ぶ食育の推進、および「知る」「つくる」「買う」ことを通じすべての県民が参加する地産地消の推進の2つに重点をおき、食育、地産地消を進める。

学校での農業や地場産食材に関する体験活動、社会科副読本「ふくいのお食」を活用した授業、学校給食と連携した食育授業、ならびに福井の食育リーダーを中心とした地域での食育活動等を進めることにより、次代の担い手である子どもたちの将来の職業としての農業、農村および食についての関心・理解を深める。

また、量販店や直売所でのキャンペーン等により県民の地場産食材購入を促進し、農業者の応援につなげる。

8 5に掲げる事項と相まって推進する農業従事者の安定的な就業の促進に関する事項

(1) 農業就業者の安定的な就業の促進の目標

快適で活力ある農村社会の形成を図るため、農村の地域資源を活かし、農業就業者の安定的な就業を確保することが重要である。

このため、集落営農と農地流動化の推進を軸として、規模拡大等の経営改善を目指す担い手の育成を推進するとともに、ふくい里山里海湖ビジネス協議会等を中心として里山里海湖ツーリズム等の交流活動を促進するなど、地場産業との一体的振興による就業機会の確保を図る。

(2) 農村地域における就業機会の確保のための構想

(1)の目標を踏まえ、各農業地帯における就業機会の確保のための構想を示すと次のとおりである。

なお、以下に述べる施設の設置等に当たっては、優良農用地の保全に配慮し、農用地利用計画との整合に十分留意して推進するものとする。

ア 畑作地域における施設化による周年型経営の拡大等

坂井北部丘陵地、白山地区などの畑作地帯については、施設化による周年型経営の拡大、労働力の確保対策、新規作物の導入により産地の再構築を図る。

イ 地域特産物や地場産業の活用による安定的就業の促進

地域特産物について、加工利用の高度化のための施設およびこれらを核として振興が図られる地域産業の活用を図る。

ウ 農業生産法人等への就業、女性農業者による企業化等への支援

企業的な農業生産法人が育成されつつある中、福井県農業法人協会と連携し、農業生産法人等への就業を積極的に進めるとともに、女性農業者による地域特産物の生産拡大や食品加工への取組など、多角化、企業化への支援を行う。

エ 観光面と連携した農遊の推進

優れた観光資源と連携した特産品の直販施設、農家レストラン、体験交流型農園、農林漁家民宿、オーベルジュや観光牧場の整備、体験漁業や里山トレイルなど自然体験プログラムの開発などの里山里海湖ビジネスを展開することにより、都市と農村の交流人口の増加を図る。

オ 農村地域工業等導入促進法等に基づく企業の立地促進

農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区においては、企業の計画的立地を促進する。

9 農業構造の改善を図ることを目的とする主として農業従事者の良好な生活環境を確保するための施設の整備に関する事項

(1) 生活環境施設の整備の必要性

農村は、農業者等の地域住民の生活の場であるとともに、農業生産活動を通じて発揮される県土・環境の保全、水源のかん養、保健・休養機能の提供など多面的機能を有している。

また、本県の農村は、集落のまとまりの中で生産活動が行われ、生活が営まれてきた歴史的背景があり、相互扶助や共同体意識が強く残っているが、過疎化、高齢化が進行するとともに、都市部周辺では混住化が進んでおり、集落機能が低下している地域もみられる。

このため、集落機能を再構築し、より高度な農業生産活動の実現を目指すとともに、快適な生活環境づくりを推進するため、ふれあい会館、農村広場、農村型ケーブルテレビ、農業集落排水施設などの施設整備を積極的に行ってきたところであるが、今後は、こうした施設を整備するだけでなく、施設の機能の安定的な発揮のため、補修、更新等の保全管理を適切に行っていくことも必要となっている。

こうした施設の整備・保全管理を進めることにより、認定農業者、兼業農家、非農家を含む農村住民全体の連帯感の醸成を図り、ふれあいのある農村づくりを推進する。

なお、これらの施設の整備・保全管理に当たっては、農用地利用計画との整合を図り、優良農用地の確保に十分留意する。

(2) 生活環境施設の整備の構想

ア 平地農村、都市近郊農村、山村等それぞれの地域の特性に応じた整備・保全管理を行い、その過程においては、幅広く住民の意見を求め、地域社会づくりに対する住民の参加意識の醸成を図られるよう努める。

イ 施設は、緊急性、利用見込み、人口等から総合的に判断して規模等の決定を行うとともに、既存の農道、一般道路等との関係や集落間のつながりにも留意して、適正な配置に努める。

ウ 集会施設や広場の整備に当たっては、農村地域固有の広い空間や豊かな緑を十分活かしたものとするほか、地域特産物を積極的に活用し、都市とは異なる生活の質の豊かさを享受できるものとなるよう努める。

エ 施設の補修、更新等を適切に行い、施設の機能が安定的に発揮できるよう努める。

オ 施設の管理・運営に当たっては、住民の合意に基づいた自主的かつ適正な管理等が行われるよう配慮する。